



栃木県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の  
意見聴取に関する公示

栃木労働局一般公示第3号

栃木地方最低賃金審議会は、栃木県最低賃金の改正決定についての調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、栃木県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和6年7月26日までに、栃木地方最低賃金審議会（宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 栃木労働局労働基準部賃金室内）あて提出してください。

令和6年7月5日

栃木労働局長 川口秀人